

平成30年度「バス車両導入助成事業」実施要領

公益社団法人宮城県バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、公益社団法人宮城県バス協会（以下「宮城県バス協会」という。）が宮城県バス事業振興補助事業として、地球温暖化防止及び環境保全事業を実施するために、必要事項を定め適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象車両及び助成額)

第2条 この助成は、宮城県バス協会による単独助成とし、国並びに地方公共団体等から新車・中古車の導入に際し、補助を受ける場合は、助成対象としない。

（日本バス協会から助成を受ける場合を除く。）

2 バス車両新車・中古車導入助成事業

① 助成対象は、宮城県内に車両登録する新車（購入及びリース）・中古車両の導入（購入のみ）を対象とする。

②助成対象車両並びに、助成車両数及び助成額（予算額を限度）は、次のとおりとする。

ア 助成対象車両

新車：衝突被害軽減ブレーキ装備車かつ低燃費車（平成27年度燃費基準達成車）。

中古車：平成17年排出基準をクリアしている新長期規制適合車。

対象車両は、軽油使用車若しくはCNGバスであって、乗車定員11人以上の路線バス又は貸切バスとして使用する車両とする。

イ 助成額

新車：1両当たり20万円を限度

中古車：1両当たり10万円を限度

ウ 申請額が予算額を上回った場合は予算額の範囲内で調整し、助成額を決定することとする。

なお、1事業者当たり1台の助成を上限とする。

エ 助成対象期間

助成対象車両は、平成30年4月13日から平成31年2月末日までに車両登録完了したものに限る。

なお、購入による導入の場合は、平成31年2月末日までにその支払いが完了したものでなければならない。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「バス車両導入助成事業」の申請書を平成30年6月末日までに、宮城県バス協会に提出しなければならない。

(交付申請)

第4条 宮城県バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、様式2の「バス車両導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定通知書により通知する。

(申請の取下げ)

第5条 交付決定後、申請の取り下げをする場合は速やかに、様式3による「バス車両導入助成事業」取下げ申請書を宮城県バス協会に提出しなければならない。

(助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第6条 事業者は対象車両の導入完了後、宮城県バス協会から助成金の交付を受けようとする場合は、様式4により「バス車両導入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書(以下「交付請求書」という。)を提出しなければならない。

(助成金交付)

第7条 宮城県バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、これを審査し、適切と認められるときは、事業者に助成金を交付する。

(助成金の交付取消と返還)

第8条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に事業者へ交付されているときは、宮城県バス協会は事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。
- 3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく宮城県バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 事業者は、助成金交付の対象となった当該車両が、導入後の登録日から起算して5年を経過するまでは、宮城県バス協会の承認を受けずに、取得財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡(以下「処分」という。)してはならない。

- 2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式5により財産処分承認申請書を宮城県バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(提出部数)

第10条 この要領に定める申請書その他の提出部数は、正本1部とする。

附則

この要領は、平成30年4月13日から適用する。

参考

中古車助成対象車両形式

- 新長期規制適合車 形式の識別記号が「A * G -」「P * G -」「B * G -」等
- ポスト新長期規制適合車 " 「L * G -」「S * G -」等

公益社団法人 宮城県バス協会会長 殿

所在地
事業者名
代表者名

㊟

「バス車両導入助成事業」申請書
(平成30年度)

バス車両導入助成事業実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり標記事業の申請をします。

記

1. 導入車両数及び助成金申請額

車両区分	導入車両数	申請額	登録予定日
新車	両	円	
中古車	両	円	

新車及び中古車購入助成申請額合計

円

2. 添付書類

- ①見積書写し
- ②売買契約書写し

公益社団法人 宮城県バス協会会長 殿

所在地
 事業者名
 代表者名

㊟

「バス車両導入助成事業」申請書
 (平成30年度)

バス車両導入助成事業実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり標記事業の申請をします。

記

1. 導入車両数及び助成金申請額

リース会社名等		導入車両数	申請額	登録予定日
会社名 所在地 担当者名 TEL		両	円	
会社名 所在地 担当者名 TEL		両	円	
会社名 所在地 担当者名 TEL		両	円	

合計	社	両	円
----	---	---	---

2. 添付書類

- ①導入車両の見積書写し
 - ②導入車両の売買契約書写し(すでにリース契約がある場合は、リース契約書の写し※)
- (※リース契約書は、登録番号及び車体番号等契約車両が確認できること)

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

所在地
事業者名
代表者名

印

「バス車両導入助成事業」取下げ申請書
(平成30年度)

平成 年 月 日付け交付決定を受けた「バス車両導入助成事業」について、
下記のとおり取下げたいので、バス車両助成事業実施要領第5条に基づき、申請いたします。

記

1. 取下げる車両の内訳

車両区分 (該当車両を○で囲む)	取下げる 車両数(両)	取り下げる理由等
新車		
中古車		
計		

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

所在地
事業者名
代表者名

印

「バス車両導入助成事業」取下げ申請書
(平成30年度)

平成 年 月 日付け交付決定を受けた「バス車両導入助成事業」について、
下記のとおり取下げたいので、バス車両助成事業実施要領第5条に基づき、申請いたします。

記

1. 取下げる車両の内訳

車両区分 (該当車両を○で囲む)	取下げる 車両数(両)	取り下げる理由等
リース会社名		
新車		
計		

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

事業者名

役職名

代表者名

㊟

「バス車両購入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書
(平成30年度)

「バス車両購入助成事業」が完了したので、バス車両購入助成事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

確認資料の提出

- ①自動車検査証の写し
- ②領収書写し又は、振込書写し
- ③助成対象全車両の写真(登録番号の確認ができる車両全体及び前・後と横の写真)を添付・・・各1枚

記

1. 助成対象車両数、助成金請求額及び助成金振込先

助成対象車両数 及び助成金請求額	助成対象 車両数		助成金 請求額	
	両		円	
	内 訳	新車 中古車	内 訳	新車 中古車
助成金振込先	※1			
	銀行 信用金庫 その他			
	支店			
	預金種別	※2 1. 普通預金 ・ 2. 当座預金		
	口座番号			
口座名義				

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

事業者名

役職名

代表者名

印

「バス車両導入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書
(平成30年度)

「バス車両導入助成事業」が完了したので、バス車両導入助成事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

確認資料の提出

- ①自動車検査証の写し
- ②リース契約書写し(登録番号及び車台番号等契約車両が確認できること。)
- ③助成対象全車両の写真(登録番号の確認ができる車両全体及び前・後と横の写真)を添付・・・各1枚

記

1. 助成対象車両数、助成金請求額

リース会社名				
助成対象車両数 及び助成金請求額	助成対象 車両数		助成金 請求額	
		両		円

2. 助成金振込先 (1. リース会社 又は、2. 会員事業者 ←いずれかを○で囲んでください。)

助成金振込先	※1		銀行	
			信用金庫	
			その他	
				支店
	預金種別	※2	1. 普通預金	・ 2. 当座預金
口座番号				
口座名義				

公益社団法人 宮城県バス協会会長 殿

所在地
事業者名
代表者名

㊟

「バス車両導入助成事業」財産処分承認申請書

平成 年度の標記事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、「バス車両導入助成事業実施要領」第9条に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類